

介護老人福祉施設サービス契約書

この契約書は、_____様（これ以降「利用者」と略します。）と特別養護老人ホームまいこ園（これ以降「事業者」と略します。）との間に介護老人福祉施設サービスを実施するための取り決めを行うために作成します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法及びその他の関係する法令並びにこの契約書に従い、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話（これらを総称して「介護老人福祉施設サービス」といいます）を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことを目的としてサービスを提供します。

なお、あなたに入居して頂く施設は次のとおりです。

施設の名称	特別養護老人ホームまいこ園
施設の所在地	新潟県南魚沼市仙石1番地18

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は次のとおりとします。

契約の開始日 令和_____年_____月_____日

契約の満了日 利用者の要介護認定の有効期間の満了日

（令和_____年_____月_____日）

2 契約満了日までに、利用者から契約を終わらせようとする申し出がない場合、契約は自動的に更新されます。

（利用者負担金及びその滞納など）

第3条 この契約に関わる利用者負担金は、契約書別紙のとおりです。

2 利用者が正当な理由なく、事業者を支払うべき利用者負担金を6か月分以上滞納したときは、事業者は1か月以上の期限を定め、期限までに利用料を支払わない場合は、契約を解約する旨、通告することができます。

通告を行った場合であっても、契約の継続を考慮し、利用者との調整のための努力をします。

3 事業者は、調整の努力を行い、かつ調整の期間（通告から3か月）を経過した場合、この契約を文書により解約することができることとします。

(利用者負担金の納入)

第4条 前条に定める利用者負担金については、期日を定め、たうえでサービスを利用した月ごとにまとめたうえで、サービスを利用した月の翌月の27日（27日が金融機関の休日に当たる場合は翌営業日）に、利用者の指定する金融機関の口座から引き落とします。

2 前項に定める引落としに要する料金については、事業者の負担となります。

3 利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金のお支払いを受けた後、1か月以内に差し上げます。

(利用者の解約権)

第5条 利用者は、2週間以上の予告期間を設けることにより、この契約をいつでも解約することができます。

(事業者の解約権)

第6条 事業者は、次の場合に限り、1か月以上の予告期間を設けたうえで契約を解約することができます。

- 一 利用者及び身元引受人が、契約締結時にその心身状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせたとき
- 二 利用者及びその家族等が、故意又は重大な過失により事業者又は従業者もしくは他の利用者の生命、身体、財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせたとき
- 三 利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺を犯す危険性が極めて高いと認められるとき
- 四 利用者が故意に法令違反その他の重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき
- 五 第3条第3項に該当する場合

2 契約を解約する場合については、事業者はあらかじめその理由を文書により利用者に示し、十分な説明を行います。

3 契約を解約する場合は、第14条に定める援助を行います。

(契約の終了)

第7条 この契約は、次のいずれかに該当する場合、終了します。

- 一 利用者から第2条第2項に定める契約を終了させようとする意思表示があり、契約期間が満了した場合
- 二 第5条に定める利用者からの解約の意思表示がなされ、予告期間を経過した場合
- 三 第6条に定める事業者からの解約の意思表示がなされ、予告期間を経過した場合
- 四 次のいずれかに該当することにより、介護老人福祉施設サービスを提供することがで

きなくなったとき

イ 利用者が他の介護保険施設等への入所が決まり、その施設等において利用者を受け入れる態勢が整ったとき

ロ 利用者が医療機関に入院する必要がある場合であって、入院後 3 か月以内に退院できる見込みがなく、かつ医療機関側において利用者を受け入れる態勢が整ったとき

ハ 利用者が医療機関に入院した場合であって、入院後 3 か月を経過しても退院できないことが明らかになったとき

ニ 要介護の更新認定において、自立又は要支援と認定されたとき

ホ 要介護の更新認定において、要介護 1 又は要介護 2 と認定されたとき。但し、やむを得ない事由により居宅において日常生活を営むことが困難であると認められる場合はこの限りでない。

ヘ 利用者が死亡したとき

2 事業者の申し出により契約を解約する場合については、事業者はあらかじめその理由を文書により利用者に示し、十分な説明を行います。

3 契約が終了する場合は、第 14 条に定める援助を行います。

(損害賠償)

第 8 条 事業者は、介護老人福祉サービスの実施にあたり、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合、その損害を賠償します。ただし、その損害について事業者の責任を問えない場合については、この限りではありません。

2 事業者は、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合は、その責任の所在にかかわらず、利用者の家族、後見人、身元引受人等関係者にただちに連絡します。また、遅滞なく必要な処置を講じます。

(苦情対応)

第 9 条 事業者は、利用者、利用者の家族、後見人、身元引受人等関係者（以下「利用者など」と言い換えます。）からの苦情を受ける窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、利用者から苦情があった場合は、迅速かつ誠実に対応します。

2 利用者等は、いついかなるときにおいても苦情の申し立てを行うことができ、また、苦情の申し立てを行うことにより、事業者は一切、不利益な取扱いを致しません。

(サービスの提供の記録など)

第 10 条 事業者は、サービス提供の記録などを作成完了後、その完結の日から少なくとも 5 年間は適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に付し、あるいはその複写を交付します。

2 事業者は、第 7 条に定めた契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得たうえで、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者などへ、サービスの提供の記録などを引き継ぐものとします。

(守秘義務)

第 11 条 事業者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、正当な理由がない限り、契約中および契約終了後においても第三者には漏らしません。

- 2 個人情報保護に対する基本方針にしたがい、別に定める利用目的の時は、情報提供できるものとします。（別に定める利用目的は、重要事項説明書に記載）

(拘束の禁止)

第 12 条 事業者は、利用者及び他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、利用者について、隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により、利用者の行動の制限を致しません。

- 2 事業者が、利用者について隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により、その行動を制限する場合は、利用者に対し事前に行動を制限する理由、行動を制限する手段や内容、行動を制限する期間について、あらかじめ十分に説明します。

また、この場合、事業者は利用者の家族、後見人又は身元引受人等関係者に対し、あらかじめ行動を制限する理由、行動を制限する手段や内容、行動を制限する期間について十分に説明致します。事前の説明が間に合わなかった場合にあっては、事後直ちに説明を行います。

- 3 事業者は、利用者について隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により、その行動を制限する場合は主治の医師の意見を聞き、恣意的な判断を避けるようにします。
- 4 事業者は、利用者について隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により、その行動を制限する措置をとった場合は、その措置をとるに至った経過、事業者内における検討の過程及び結果、主治の医師の意見、利用者及びその家族等に対する説明の概要などについて記録し、その完結の日から 5 年間は保管します。
- 5 隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により、その行動を制限した利用者については、早急に施設サービス計画を見直します。

(事業者における再入所受入義務)

第 13 条 利用者が他の医療機関に入院する場合であっても、入院後おおむね 3 か月以内に退院することが明らかに見込まれる場合は、入院した日から起算して 3 か月間においては、利用者の希望により、直ちに利用者を本施設に再入所させ、介護サービスを提供します。

- 2 やむを得ない事情があり、本施設への再入所ができない場合については、あらかじめ利用者などに対して説明を行い、文書により同意を得ることとします。
- 3 第 2 項に該当する場合については、他の施設を紹介するなど、利用者の便宜に資する事項について、援助を行うものとします。

(退所時の援助)

第 14 条 契約の解約又は終了により、施設を退所することとなった場合であっても、事業者は利用者の日常生活が円滑に継続できるよう、住居等や居宅介護支援事業者の紹介、保健福祉サービスとの調整などを行います。

2 契約の解約又は終了後、退所までに要した費用については、利用者の負担とします。

(身元引受人)

第 15 条 事業者は利用者に対し、身元引受人を求めることがあります。ただし、身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、この限りではありません。

2 身元引受人は、次の各号の責任を負います。

- 一 利用者が疾病などにより医療機関に入院する場合に、入院時及び入院中の諸手続きが円滑に進行するように協力すること
- 二 契約が終了する場合、事業者と連携して利用者の心身の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努めること
- 三 利用者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の引受その他の必要な措置をすること

(連帯保証人)

第 16 条 事業者は利用者に対し、連帯保証人を求めることがあります。ただし、連帯保証人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、この限りではありません。

2 連帯保証人は、契約者の身元引受人が兼ねることができます。

3 連帯保証人は、次の各号の責任を負います。

- 一 利用者が事業者に対して負担する契約書別紙に定める利用料金、第 14 条第 2 項に定める費用、その他本契約により生じた費用について、利用者と連帯して保証する。
- 二 前号の連帯保証人が負う債務の限度額は金 100 万円とする。

(契約外条項)

第 17 条 介護保険法及びそのほかの関係する法令並びにこの契約書に定めのない事項については、利用者と事業者の協議により定めることとします。

上記契約を証明するために、本契約書2通を作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印のうえ、それぞれ1部ずつを保管します。

(事業者) 所在地 新潟県南魚沼市仙石 1 番地 18
社会福祉法人南魚沼福祉会
事業者名 特別養護老人ホームまいこ園
代表者職・氏名 施設長 印

(代理人) ご住所

お名前 印

(身元引受人) ご住所

お名前 印

(連帯保証人) ご住所 _____

お名前 _____ 印 _____

(立会人) ご住所

お名前 印